

## 東北腎生検病理カンファレンス 会則

### 第1条 (名称)

本会は「東北腎生検病理カンファレンス」と称する。

### 第2条 (目的、事業)

本会は、東北地区における腎病理学の進歩・発展を目指し、以下の趣旨にて設立する。

- ① 臓内科医・小児科医・移植医、病理医、医療技術者を対象とした、腎生検病理診断のコンサルテーション
- ② 若手腎病理医の育成
- ③ 腎疾患治療における腎生検病理の普及
- ④ 腎病理診断の標準化

2. 本会は前項の目的を達成するために以下の事業を行う。

- ① 会員の知識、技能の向上に関する事項
- ② 研究会等の開催、その他本会の目的を達成するために必要な事項

### 第3条 (会員)

本会の会員は、原則として東北地区の病理医、腎臓内科医、小児科医等、本会の趣旨に賛同するものとする。

### 第4条 (役員)

1. 本会は次の役員をおく。  
代表世話人 1名、顧問 若干名、世話人 若干名、会計 1名、監査 1名
2. 役員は世話人会を構成し、会務を運営する。
3. 代表世話人は世話人会の互選によって定められ、本会を代表するとともに会務を統括する。
4. 役員任期は2年間とする。ただし、再任は防げない。

### 第5条 (会議及び世話人会)

会議は世話人会とし、世話人会は原則として年3回 研究会時に開催する。  
世話人会は会の最高意思決定機関である。

### 第6条 (会計)

1. 本会運営は、会員の会費、その他の収入をもって運営費に充当する。
2. 会費は世話人会の議決をもって別に定める。
3. 会費として1名あたり1,000円を徴集する。
4. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。
5. 決算報告は、年度終了後、世話人会にて承認を得る。

### 第7条 (事務局)

本会の運営の為に事務局を設置する。事務局は代表世話人が委嘱できる。  
事務局連絡先は、下記におく。

105-8461

東京都港区西新橋3-25-8

東京慈恵会医科大学病理学講座

電話 03-3433-1111 (2231)

FAX 03-5472-0700

メールアドレス [johken@med.tohoku.ac.jp](mailto:johken@med.tohoku.ac.jp)

### 第8条 (会則変更)

本会則の変更は、世話人会の議決を要する。

第9条（付則）

本会則は平成23年3月5日より施行する。

第10条（付則）

本会則第6条第3項における会費1,000円を2,000円に変更する。

**東北腎生検病理カンファレンス 世話人一覧**

**代表世話人：**

前田 邦彦 （山形県立保健医療大学）

**顧問：**

山中 宣昭 （東京腎臓研究所）

笹野 公伸 （東北大学大学院 医学系研究科病理病態学講座 病理診断学分野）

**事務局：**

城 謙輔 （東京慈恵会医科大学病理学講座）

**世話人：**

榎本 克彦 （秋田赤十字病院 病理部）

黒瀬 顕 （弘前大学大学院 医学研究科 病理診断学講座）

田中 瑞子 （福島県立医科大学 基礎病理学講座）

佐藤 博 （JR 仙台病院）

森岡 哲夫 （信楽園病院 腎臓内科）

谷内 真司 （東北大学病院 病理部）

相馬 淳 （岩手県立中央病院 腎臓リウマチ科）

西田 隼人 （山形大学 医学部 腎泌尿器外科学講座）

森本 哲司 （東北医科薬科大学 小児科）

森 建文 （東北医科薬科大学 腎臓内分泌内科）

宮崎真理子 （東北大学 腎・高血圧・内分泌科）

堀田 修 （堀田修クリニック）

**会計：**

城 謙輔 （東京慈恵会医科大学病理学講座）

**監査：**

谷内 真司 （東北大学病院 病理部）